7.1 閉鎖性海域の水質保全対策について

(1) COD総量削減の推進

- 1) 水質総量削減制度は、人口、産業等が集中し、汚濁の著しい広域的な閉鎖性海域について、水質環境 基準を確保することを目的として、当該海域への汚濁負荷量を全体的に削減しようとする制度であり、 昭和53年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を改正し導入された。
- 2) これに基づき、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の3水域を対象に、化学的酸素要求量(COD)について、昭和54年以来8次にわたり、生活排水、産業排水など全ての汚濁発生源について削減対策を総合的に講じてきており、着実にCODの削減を図ってきた。

(2) 富栄養化防止対策の実施

閉鎖性海域は、赤潮の発生など富栄養化に伴う問題も生じており、平成5年から、窒素・りんの環境 基準を設定し、各水域の環境基準の類型指定を図るとともに、窒素・りんについての排水規制を実施す るなど着実に対策を講じてきているところである。

(3) 窒素・りんを含めた総量削減の実施

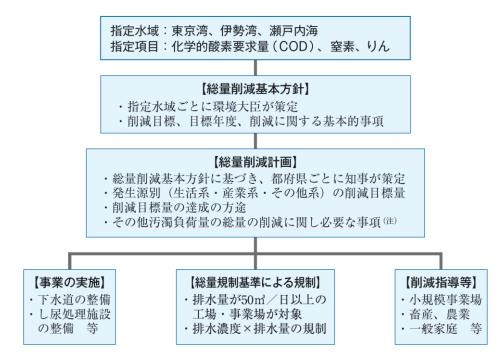
- 1) このように種々の対策を講じているものの、閉鎖性海域の水質汚濁の現状を見ると、依然としてCO Dの環境基準の達成率は満足できる状況になく、また、赤潮、貧酸素水塊といった富栄養化に伴う障 害が発生している。
- 2) このような状況において、平成11年1月19日、瀬戸内海環境保全審議会より、「人間活動に起因する負荷の低減を図るため、今後もCOD汚濁発生負荷量の削減を進めるとともに、CODの内部生産や赤潮の原因となるプランクトンの増殖に影響を与える窒素、りんの負荷量削減を総合的に進めることが重要であり、そのための枠組みについて早急に検討し、対応することが必要である。」と答申された。これを受け、平成16年度を目標年度とする第5次総量削減において、CODの一層の削減を図るとともに、新たに窒素及びりんを対象とした総合的な汚濁負荷削減対策を推進した。

(4) 海域の状況に応じた総量削減の実施

- 1) 平成17年5月16日、中央環境審議会より、窒素・りんについては、大阪湾において引き続き削減が 必要であるが、それ以外の瀬戸内海では現在の水質を維持することが適切とする「第6次水質総量規 制の在り方について」答申がなされた。
- 2) これらを踏まえ、平成21年度を目標年度とする第6次水質総量削減においては、大阪湾ではCOD、 窒素、りんの削減を図るための負荷削減等各種施策を、大阪湾を除く瀬戸内海においては海域のCO Dが悪化しないこと、窒素及びりんについては現状を維持することを目途として各種施策を推進して きた。
- 3) 平成22年3月31日に中央環境審議会より、窒素・りんについて、大阪湾においては今後も水環境改善を進める、大阪湾を除く瀬戸内海では現在の水質が悪化しないように必要な対策を講じるとされた「第7次水質総量削減の在り方について」答申がなされた。
- 4) これを受け、平成 26 年度を目標年度とする第7次の総量削減基本方針が平成 23 年6月 15 日付けで 環境大臣により策定され、同基本方針に基づき、平成 24 年2月~3月に関係府県で総量削減計画が策 定された。
- 5) 平成27年12月7日に中央環境審議会より、窒素・りんについて、大阪湾においては今後も水環境改善を進める、大阪湾を除く瀬戸内海では現在の水質が悪化しないように対策を講じるとされた「第8次水質総量削減の在り方について」答申がなされた。
- 6) これを受け、平成 31 年度を目標年度とする第8次の総量削減基本方針が平成 28 年9月 30 日付けで 環境大臣により策定され、同基本方針に基づき、平成 29 年6月~7月に関係府県で総量削減計画が策 定された。

表 7-1 瀬戸内海の総合的水質保全対策の進展状況

	女/ 一根/四時の修口		
1971年12月	COD対策 海域のCODの環境基準の設定	至	素・りんに係る富栄養化対策
(昭46)	(曲域のCODの泉児基準の設定		
73年10月 (昭48)	瀬戸内海環境保全臨時措置法に基づく汚濁負荷量の削減 (産業排水に係るCOD汚濁負荷量 を3か年で72年当時の1/2程度に削減 する)		
79年6月 (昭54)	第1次総量削減基本方針策定 (目標年度84)		
		1979年7月 (昭54)	第1次りん削減指導方針の策定指示 (目標年度84)
		85年12月 (昭60)	第2次りん削減指導方針の策定指示 (目標年度89)
87年1月 (昭62)	第2次総量削減基本方針策定 (目標年度89)		
		90年12月 (平2)	第3次りん削減指導方針の策定指示 (目標年度94)
91年1月 (平3)	第3次総量削減基本方針策定 (目標年度94)		
		93年8月 (平5)	海域の窒素・りんの環境基準の設定
		93年10月 (平5)	閉鎖性海域の窒素・りんの排水規制 の開始
		96年3月 (平8)	第4次窒素・りん削減指導方針の策 定指示 (目標年度99)
96年4月 (平8)	第4次総量削減基本方針策定 (目標年度99)		(日保平反33)
01年12月 (平13)	第5次総量削減基本方針策定(目標年 (COD、窒素、りんが対象。以下も	,	
06年11月 (平18)	第6次総量削減基本方針策定(目標年	度09)	
11年6月 (平23)	第7次総量削減基本方針策定(目標年	度14)	
16年9月 (平28)	第8次総量削減基本方針策定(目標年	度19)	



注) 干潟・藻場の保全・再生、底質改善対策等

図 7-1 水質総量削減制度の概要

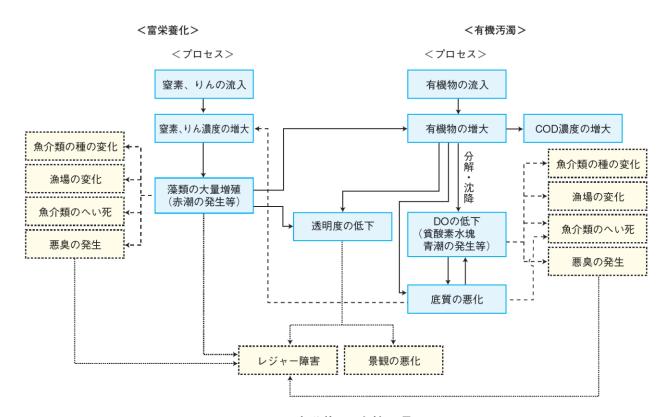


図 7-2 富栄養化と有機汚濁

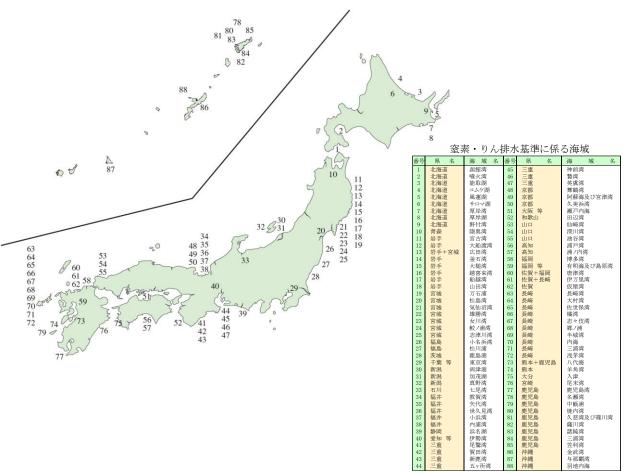


図 7-3 窒素・りん排水規制実施状況図

水質汚濁防止法

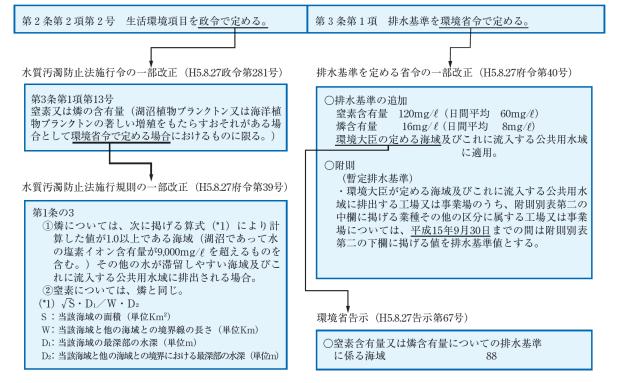


図 7-4 海域に係る窒素・りん排水規制の制度的仕組み

7.2 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく対策

(1) 瀬戸内海環境保全特別措置法の概要

瀬戸内海の環境保全対策については、瀬戸内海環境保全特別措置法及び瀬戸内海環境保全基本計画に基づく各種の施策を講じており、その概要は次のとおりである。

瀬戸内海環境保全特別措置法の概要

/ 瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和48.10.2公布、48.11.2施行)瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和53.6.13公布、54.6.12施行)瀬戸内海環境保全特別措置法 最新改正(平成27.10.2公布、27.10.2施行)/

- ○瀬戸内海は、古来よりすぐれた自然景勝地であるとともに貴重な漁業資源の宝庫であるという恵まれた自然条件を有している。しかし、その周辺に産業や人口が集中した昭和40年代に水質の汚濁が急速に進行したことなどを背景に、水質保全対策等を強力に推進することが要請された。このため、昭和48年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、さらに、平成27年の改正では、瀬戸内海の有する価値や機能が最大限に発揮された「豊かな海」とする考え方が明確にされ、瀬戸内海の環境保全に関する基本理念の新設、具体的施策の追加等の措置を講ずることとされた。
- (1) 瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画(法第3~4条) 政府は瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を策定し、関係府県知事は第二条の二の基本理念にのっとり、かつ、基本計画に基づき府県計画を定めることとされている。これまで、昭和53年に基本計画が策定され、平成27年に変更された。また、昭和56年に定められた府県計画は、平成28年に変更されている。
- (2) 特定施設の設置及び変更の許可制度(法第5~10条) 特定施設を設置しようとする者は、府県知事又は政令市長の許可を受けなければならないこととされて いる。
- (3) 化学的酸素要求量 (COD) に係る総量削減 (法第12条の3) 瀬戸内海に流入するCOD発生負荷量の総量削減が実施されている。
- (4) 指定物質に係る削減指導(法12条の4)

りんについて昭和54年以降、窒素について平成8年以降、削減指導を実施してきた。現在の第8次水質総量削減では、CODに加えて窒素、りんについても汚濁負荷の削減を図っている。

- (5) 自然海浜保全対策 (法第 12 条の 7, 8) 府県が条例に基づき自然海浜保全地区を指定することとされている。(平成 29 年 12 月末現在 91 地区)
- (6) 埋立てについての特別の配慮(法13条) 公有水面の埋立ての免許について、府県知事は、第2条の2第1項の瀬戸内海の特殊性につき十分配慮 しなければならないものとされている。
- (7) その他
 - ①下水道及び廃棄物の処理施設の整備等(法第14条)
 - ②海難等による油の排出の防止等(法第17条)
 - ③環境保全技術開発等の促進(法第18条)
 - ④赤潮等による漁業被害者の救済(法第19条)
 - 注)瀬戸内海関係府県:京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県(2府11県)

「瀬戸内海環境保全基本計画」の概要

○根拠法令 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和 48 年法律第 110 号)

(法律条文) 第3条 政府は、前条の基本理念にのつとり、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観および文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定しなければならない。

○基本計画

「昭和53. 4. 21 閣議決定、 同年 5. 1 総理府告示第 11 号 平成 6. 7. 5 一部変更閣議決定、同年 7. 15 総理府告示第 24 号 平成12. 12. 19 全部変更閣議決定、同年 12. 27 総理府告示第 71 号 、平成27. 2. 27 全部変更閣議決定、同年 3. 16 環境省告示第 30 号

計画の性格:国民に対して瀬戸内海の環境保全の目標を示し、その理解と協力を得て、各種関係法令及 び関係計画と連携しつつ、国、地方公共団体及びその他の者がその目標を達成するために 講ずべき施策等の基本的方向を明示するとともに、諸施策の実施に当たって指針となるべ きもの。

計画の期間:計画の期間は概ね10年とする。また、策定時から概ね5年ごとに、本計画に基づく施策の進捗状況について点検を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

I. 計画の目標

美しい景観・憩い・多様な生物の生息・生育の場としての「庭」、漁業生産の場としての「畑」、物流や人流・物質の供給路としての「道」に例えられる多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな瀬戸内海」を目指す。

1) 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標

藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全及び必要に応じた再生・創出、自然海浜等の保全、底質及び窪地の悪影響の防止・改善、海砂利採取の抑制、埋立てによる環境影響の回避・低減、防災・減災対策における自然との共生及び環境との調和への配慮

2) 水質の保全及び管理に関する目標

水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止のための計画的かつ総合的な対策、水質環境基準の達成・維持、水質管理に関する検討や順応的な取組の推進、赤潮の発生機構の解明及び人為的要因の削減、下水道等の整備による生活排水対策の推進、水質の保全及び底質環境の改善、有害化学物質等の低減対策の推進、油流出事故に係る未然防止措置及び事故発生時における防除体制整備、自然とのふれあいの場等の水質の保全

3) 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

自然景観の核心的な地域(国立公園、県立自然公園等として指定)の保全、自然海岸の保全及び回復、緑の保護・管理、史跡・名勝・天然記念物等の文化財の保全、海面及び海岸の清浄な保持、エコツーリズムの推進

4) 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標 水産動植物の増殖の推進及び水産資源の適切な保存・管理

Ⅱ. 目標達成のための基本的な施策

- 1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出
- 2 水質の保全及び管理
- 3 自然景観及び文化的景観の保全
- 4 水産資源の持続的な利用の確保
- 5 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
- 6 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
- 7 島しょ部の環境の保全
- 8 基盤的な施策

Ⅲ. 計画の点検

水質及び底質の汚染状態を示す項目、水温等のほか、指標を用いた取組の状況の把握 具体的な施策の実施事例等による取組の状況の把握

(2) 府県計画の推進

「瀬戸内海環境保全特別措置法」第4条の規定により、瀬戸内海関係13府県知事は、昭和53年4月に 策定された瀬戸内海環境保全基本計画(平成27年2月全部変更)に基づき、当該府県の区域において瀬戸 内海の環境の保全に関し実施すべき施策について昭和56年7月に府県計画を策定した。

その後、昭和62年12月、平成4年6月、平成9年9月、平成14年7月、平成20年5月及び平成28年 に一部変更された。

瀬戸内海関係 13 府県それぞれの瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数と全市町村に対する割合は、表 7-2(1)のとおりである。また、湾・灘別の環境保全特別措置法対象市町村数は表 7-2(2)のとおりである。

表 7-2 (1) 瀬戸内海関係 13 府県の瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数

府	・県	名	全市町村数	瀬戸	内海環境保全特別	川措置法対象市町	村数	全市町村に 対する割合
N-I	示	4	(A)	市	町	村	計(B)	× 9 の割合 (B/A)
京	都	府	26	10	7	1	18	69%
大	阪	府	43	33	9	1	43	100%
兵	庫	県	41	27	10	0	37	90%
奈	良	県	39	12	15	6	33	85%
和	歌山	県	30	6	9	0	15	50%
岡	山	県	27	15	10	2	27	100%
広	島	県	23	13	9	0	22	96%
山		県	19	12	5	0	17	89%
徳	島	県	24	8	13	1	22	92%
香	Ш	県	17	8	9	0	17	100%
愛	媛	県	20	11	6	0	17	85%
福	岡	県	60	3	6	1	10	17%
大	分	県	18	14	3	1	18	100%
	計		387	172	111	13	296	76%

出典:各府県調べ(令和2年12月現在)

表 7-2 (2) 湾・灘別の瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数

20 / 2 (4	<u> </u>	(大正/1)1~2 (小沢)	「17日本のドル	- 19 か16 色本人	محدا نہ داری
湾・灘:	名 —	瀬戸	内海環境保全特別	川措置法対象市町	「村数
/号 * / 海 /		市	町	村	計
紀伊水	道	22	26	5	53
大 阪 泊	湾	67	30	4	101
播磨	難	35	21	2	58
備讃瀬	戸	18	12	0	30
備後	難	6	2	0	8
燧	難	10	2	0	12
安 芸	難	4	1	0	5
広 島 泊	湾	11	8	0	19
伊予	難	16	8	0	24
周防	難	23	10	2	35
豊後水	道	6	2	0	8
響	難	2	0	0	2
計		220	122	13	355
			n ida in America I. III. mo	1) I bits by bits	

注) 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立について の規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

出典:各府県調べ(令和2年12月現在)

(3) 特定施設の設置等の許可

瀬戸内海関係13府県においては「瀬戸内海環境保全特別措置法」第5条及び第8条の規定に基づき特定 施設の設置等について許可制が採られており、表 7-3 にあるように平成30年度は設置の許可259件、変 更の許可382件が行われた。特定事業場の府県・政令市別規模別内訳を表7-4に、排出水量の規模別内訳 を表 7-5 に示す。

表 7-3 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可・措置命令等件数

(平成30年度)

	h h	## a #7	第11多	その措置命	令	hh = kz	#	(1/	<u> </u>
府県	第5条 第1項	第8条 第1項	第5条	第8条		第7条 第2項	第8条 第4項	第9条	第10条 第3項
政令市	の許可	の許可	に係る もの	に係る もの	計	の届出	の届出	の届出	の届出
京 都 府	10	11	<u> </u>				3	10	
大阪府	8	20					1	41	1
兵 庫 県 奈 良 県	22	38 2					9	73 17	1 3
和歌山県	4	5						13	2
岡山県	23	22					3	33	4
広島県	14	14						43	2
山口県	21	49				1	1	51	2
徳島県香川県	15 8	20 10					2	31 40	5
愛媛県	18	34						44	2
福岡県	1	3						11	
大分県	17	11					2	23	3
<u></u> 府 県 計 京 都 市	164	239				1	21	430	25
大阪市	4	5						2	
堺 市	7	9						21	
豊中市									
高槻市							1	3	
枚 方 市 八 尾 市	1	3						4	
東大阪市									
神戸市	8	8					1	15	2
姫 路 市	7	12					1	17	1
尼崎市明石市	5 2	3 4					1 1	5 6	
西宮市	2	1					1	U	
奈良市	_	-						1	
和歌山市	3	5						10	2
岡山市	2	6						17	3 2
倉 敷 市 広 島 市	8 4	18 5					5	27 14	2
具 市	1							5	
福山市	5	5						8	
下関市	12	12						16	
徳島市	4 3	4 3						7 13	
松山市	3	10					5	13	
北九州市	6	15						25	1
大 分 市	8	13						17	
政令市計	95	143				-	15	252	11
合 計	259	382				1	36	682	36

出典:「平成30年度 水質汚濁防止法等の施行状況」(環境省、令和2年6月)

注)1. 第5条の許可とは、「特定施設の設置」の許可である。 2. 第8条の許可とは、「特定施設の構造等の変更」の許可である。

^{3.} 第7条第2項の届出とは、「特定施設に係る経過措置」の届出である。

^{4.} 第8条第4項の届出とは、「軽微な変更」の届出である。

^{5.} 第9条の届出とは、「氏名等の変更」の届出である。

^{6.} 第10条第3項の届出とは、「承継」の届出である。

表 7-4 特定事業場の府県別規模別内訳

(平成31年3月末現在)

	規模	見山		水 哲 汗 浬 「	は止はしの	及び有害物		(平成31年3月末現在) 瀬戸内海法上の特定事業場							
	况 佚		特定事業場		<u> 切正法工の</u>	付止争未场	及び有古物	貝灯敞拍火	有害物質貯蔵	忠治完重業提		根といか			沢
			A42 ME					0	総数	加比中木物					
府,政	\ 果 令市!	別			② うち有害 物質定事 場 (地下浸透 分)	③ 平均排水 量50m ³ /日 未満の事 業場数	④ うち有害 物質定事 場 (地下浸透 分)	⑤ 第5 5 5 5 5 5 5 5 5 7 5 7 5 7 5 7 7 7 7		うち有害 物質貯蔵 指定施設 のみ	総数	① 平均排水 量50m ³ /日 以上の事 業場数	② うち有害 物質使事業 場		④ うち質事 特定事 場
京		都	3,716	226	13	3, 490	119		46	4	98	82	17	16	3
大		阪	1,655	96		1, 476	184	83	65	8	166	152	25	14	1
兵		庫	6,935	539	95	6, 393	435	3	74	6	290	267	63	23	6
奈		良	2,795	211	8	2, 584	130		12		221	213	19	8	2
和	歌	山	2,930	314	13	2, 616	81		17	1	79	75	4	4	
畄		山	2,694	156		2, 536	103	2	37	2	198	186	32	12	1
広		島	3,609	221	6	3, 388	72		30	7	237	211	23	26	3
山		П	3, 250	209		2, 993	38	48	71	10	239	229	50	10	2
徳		島	3,476	112		3, 358	41	6	23	2	168	153	19	15	
香		Щ	2,316	104		2, 212	45		24	2	198	174	14	24	1
愛		媛	3, 367	164		3, 192	52	11	36	5	200	192	35	8	
福		岡	4,096	626	41	3, 419	78	51	61	15	42	36	3	6	
大		分	4, 199	221	2	3, 972	32	6	16	3	150	147	7	3	1
府	県	計	45,038	3, 199	178	41,629	1, 410	210	512	65	2, 286	2, 117	311	169	20
京		都	968	7	1	831	65	130	25	4	19	17	2	2	
大		阪	713	13		59	34	641	85	24	11	11	6		
	堺		294	19		249	58	26	39	2	59	58	22	1	
岸	和	田	188	9		171	43	8	7	1					
豊		中	86	2		67	22	17	10	2					
吹		田	87	2		59	13	26	6						
高		槻	117	2		107	17	8	4		8	7	1	1	
枚		方	238	38	11	199	25	1	8	1	12	12	4		
茨		木	122	1		113	47	8	12						
八	_	尾	281	5		250	50	26	4	3	3	3			
寝		川 ""	125	1		118	19	6	2	_	_				
東	大	阪一	165	2		86	9	77	7	2	6	6	1	_	
神		戸	851	38		763	206	50	53	9	50	48	10	2	
姫		路	401	46		343	21	12	22	3	56	51	9	5	1
尼明		崎石	117 62	4		55 47	8 5	58 8	36 8	6	18	16 15	9	2	2
西西		口宮	156	3		153	26	0	o 5	1	15 11	9	J 1	2	1
加加	古	川	209	9		197	18	3	11	1	11	J	1	2	1
宝		塚	109	J		109	5	J	1	1					
土奈		歩 良	304	17		282	14	5	1		23	20	2	3	
和	歌	山	754	59	4	684	31	11	15	5	76	72	7	4	
岡	нμ/\	山山	995	53	4	923	98	19	21	4	81	76	14	5	
倉		敷	569	13		555	40	19	30	2	110	106		4	
左		島	964	31		895	60	38	37	1	35	31	7	4	
1	呉	щ	577	27		547	36	3	2	1	15	14	4	1	1
福	^	山	690	24		660	58	6	12	2	52	45	6	7	1
下		関	584	25		559	30		6	ا ا	40	38	13	2	
徳		島	682	59		616	13	7			48	45	8	3	1
高		松	1,042	25		1,007	43	10	10		41	36	5	5	1
松		山	631	28		596	39	7	5		66	61	8	5	1
	九		251	8		149	15	94	59	11	49	49	24		
大		分	1,044	36		1,005	51	3	22	1	52	50	18	2	1
_	令市		14, 376	613	16	12, 454	1, 189	1, 309	565	85	956	896	215	60	9
合		計	59, 414	3,812	194	54, 083	2, 599	1, 519	1,077	150	3, 242	3,013	526	229	29
			I.J. 55 114 114					-an. a. an. ma							

注) 有害物質貯蔵指定事業場は、「有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場」であり、特定施設が設置されている事業場も含む。

出典:「平成30年度 水質汚濁防止法等の施行状況」(環境省、令和2年6月)

表 7-5 特定事業場の排出水量規模別内訳

(平成31年3月末現在)

					1JL 1. F	3 10 1#				1年3月末現在)
			_		排水量				水質汚濁防止法	有害物質貯蔵指
		수 特 ☆	, (1			3			第5条第3項	定事業場(うち
⋉	分	全 特 定 事 業 場 数	, 1	1日当たりの	2	1日当たりの	4		(②、④以外の	右宝物哲貯蔵指
		一 不 勿 %	` ¤	平均排水量50㎡	うち有害物質	平均排水量50㎡		害物質	有害物質使用特	有害物質貯蔵指 定施設のみ)
			يًا	以上の事業場数	使用特定事業所	未満の事業場数	使用特	定事業所	定事業場)	た 心 改 の か /
平 成 31		261, 76		31, 195	3, 701 (2)	226, 631		10, 636 (1)	3, 939	3, 837 (468)
年 3 月 末	水質汚濁防 止法上の特 定事業場	258, 523 (3)		28, 182	3, 175 (2)	226, 402		10, 607 (1)	3, 939	
現 在 (A)	瀬戸内海法 上の特定事 業場	3, 24	2	3, 013	526	229		29		
平 成 30	_	262, 18' (2)		31, 441	3, 694 (1)	226, 838		10, 764 (1)	3, 908	3, 766 (448)
年 3 月 末	水質汚濁防 止法上の特 定事業場	258, 888		28, 378	3, 188 (1)	226, 602		10, 737 (1)	3, 908	
現 在 (B)	瀬戸内海法 上の特定事 業場	3, 299	9	3, 063	506	236		27		
		(100%))	(99%)	(100%)	(100%)		(99%)	(101%)	(102%)
対前年比	水質汚濁防 止法上の特 定事業場	(100%)	,	(99%)	(100%)	(100%)		(99%)	(101%)	
(A/B)	瀬戸内海法 上の特定事 業場	(98%)		(98%)	(104%)	(97%)		(107%)		

- 注) 1. 水質汚濁防止法上の特定事業場数は全国を対象としている。
 - 2. (%) 内の数値は全特定事業場に対する構成比である。
 - 3. 数字下の() 内の数値は全特定地下浸透水の浸透に係わるもので内数である。
 - 4. 水質汚濁防止法第5条3項の有害物質使用特定事業場、及び、有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年6月から新たに規制対象に追加。
 - 5. 有害物質貯蔵指定施設のみの事業場には、瀬戸内海法上の特定事業場に有害物質貯蔵指定施設が設置されている事業場も含まれる。

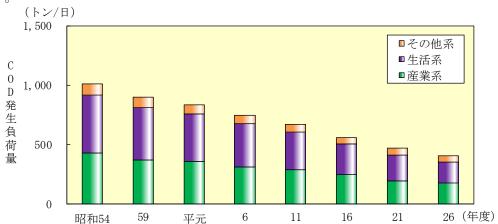
出典:「平成30年度 水質汚濁防止法等の施行状況」(環境省、令和2年6月)

(4) 発生負荷量の推移

瀬戸内海における化学的酸素要求量(COD)の発生負荷量は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく 総量規制が導入された昭和54年度以降減少している。

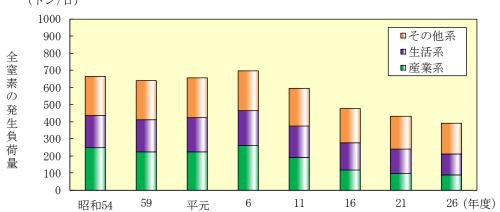
瀬戸内海におけるCOD発生負荷量の推移を図7-5に示す。

また、全りんについては昭和54年から、全窒素については平成8年から削減指導が行われ、平成13年から水質汚濁防止法に基づく総量削減が導入されている。窒素及びりんの発生負荷量の推移を図7-6、7-7に示す。



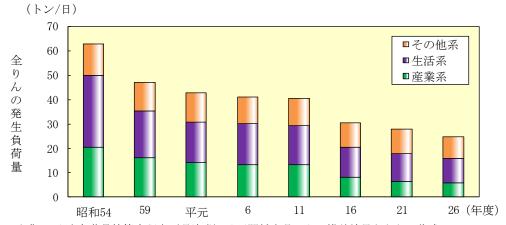
出典: 発生負荷量等算定調査(環境省)をもとに作成

図 7-5 瀬戸内海におけるCOD発生負荷量の推移 (トン/日)



出典: 発生負荷量等算定調査(環境省)及び関係府県による推計結果をもとに作成

図 7-6 瀬戸内海における全窒素発生負荷量の推移



出典: 発生負荷量等算定調査(環境省)及び関係府県による推計結果をもとに作成 図 7-7 瀬戸内海における全りん発生負荷量の推移

(5) 自然海浜保全地区制度

瀬戸内海においては、各種の開発等により自然海浜が著しく減少したことから、残された自然海浜を海水浴等のレクリエーションの場等として保全することが重要な課題である。このため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第12条の7によって関係府県は条例により、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、

- 小際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの。
- ② 海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの。

に該当する区域について、自然海浜保全地区として指定できる旨規定された。

自然海浜保全地区では、工作物の新築等に関して届出制が採用され、自然海浜の保全と快適な利用の確保が図られている。

これを受けて関係府県のうち 11 府県において条例が制定され、令和 2 年 12 月末までに 91 地区の自然海 浜保全地区が指定されている。保全地区の位置を図 7-8 に示す。

為の種類 府県名 備考 工作物の 土地の形 鉱物の掘採土石の採取 その他 計 築 の変更 大 勧告・助言なし 陉 0 0 0 兵 庫 0 0 0 0 0 0 勧告・助言なし 和 歌山 地区指定なし 畄 Щ 0 0 0 0 勧告・助言なし 1 1 広 0 0 0 勧告・助言なし 島 0 0 0 Ш 0 0 0 0 0 勧告・助言なし 徳 島 地区指定なし 香 Ш 0 0 0 0 0 0 勧告・助言なし 愛 0 0 勧告・助言なし 媛 0 0 0 0 福 出 0 0 0 0 勧告・助言なし 0 0 分 0 0 0 0 0 勧告・助言なし 0 0 0 0

表 7-6 自然海浜保全地区内における行為の届出・通知件数 (行為の種類別)

注) 令和2年1月~令和2年12月末まで

出典:環境省調べ

我が国における海洋保護区の設定のあり方 (第8回総合海洋政策本部会合了承)

海洋保護区は、近年、沿岸及び海洋における生物多様性の保全等の手段として重要視されてきており、海洋基本計画(平成20年3月閣議決定)においても、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する」こととされている。我が国の海洋保護区は「生物多様性保全戦略」において以下のとおり定義されている。

『海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能 な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明 確に特定された区域』

我が国において、「海洋保護区」と命名された区域の指定制度は存在しないが、上記の定義に合致する各種規制区域が制度化されており、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区についても我が国における海洋保護区の一つとして整理されている。

表 7-7 自然海浜保全地区の指定状況

	-	T 旧 夕				12 /				休土地区									
事項	_	F県名 			付	兵	庫	県		歌山県	岡	山	県	広	島	県	山		県
条	例	名	大阪府 全地区		浜保	環境の に関す			和歌山 保全地	県自然海浜 区条例	岡山県 全地区			広島県 全条例		海浜保	: 山口県 全地区	県自然 区条例	海浜保
公		布	昭和56	年3月2	27日	平成7	年7月	18日	平成11	年3月19日	昭和5	6年3.	月 25 日	昭和5	5年3	月28日	昭和5	6年10	月16日
施		行	昭和56	年10月	1日	平成8	年1月	17日	平成1	1年6月1日	昭和5	6年4	月1日	昭和:	55年5	月1日	昭和	57年4	月1日
指点	至年月	18	昭和58年	年11月:	21日	昭和56	年3月	24日			昭和57	7年3月	月26日	昭和5	5年8月	月1日	昭和5	8年3月	15日
及	,	び	・長松			・安乎					・北木			阿多			・長流		
地	区	名	・小島			· 厚浜 昭和58		4 🗏			・北木・西脇		の油	・佐木・七浦		浦	・白泡・安岡		
-		_				人留		TH			・宝伝			昭和56		月31日		』 8年7月	5日
									地区指	定なし	• 鉾島			・干渉			・室湾		
											昭和58 ・沙美		月22日	・大串 昭和56		H 99 H	・ 小 に	B 5 び松	
											前泊			 長海 		1 22 H	・ 犬嶋		
											昭和59			・横山		-		0年3月	29日
											・唐琴	(1) 油		昭和57			刈厚	Ē	
														・ 根 ノ					
														・高根		-			
														昭和58・百島		月31日			
														· 大阪					
														・中小					
														箱崎グイ					
														昭和59		月31日			
														柄鎌昭和62					
														· 恋か		4 21 🗅			
														平成2	年3月	31日			
														・大浦 平成3年		91日			
	計			2			3					8		・ 須 之		31 H	1	8	
事項		F県名 へ	徳		県		香	Ш	県	愛妙	爰 県	0	福	岡	県		大		県
条	例	名	徳島県 条例	自然環	境保:	全香魚		自然海海	浜保全	愛媛県自然	汽海浜保	!全	福岡県 地区条		浜保		分県自 区条例	然海浜	保全
公		布		55年10	月301			5年7月	31日	昭和55年	三3月18	日		55年7月	17 □		昭和55	年10月	1日
施		行	昭和	156年1	月1日			5年12月		昭和55年				55年10			昭和56		
指定	年月	日						F1月21	L目	昭和56年4			昭和57		日		和57年	8月3日	
及		び					小浦 谦野			・寒川海岸 ・津波島海			・喜多 ・三毛				富来浦 中越		
地	区	名					高尻			・ねずみ島			昭和62		24日		1.1657		
			ne Este	<u></u>				F10月1	L日	• 三机須賀		岸	・松江	浦					
			地区指;	正なし			竹居 和58年	F3月29	a П	・白浦海岸 ・赤松海岸									
						•	大浜	07,120	, H	昭和57年6	月8日								
							鳴越	F3月30	. 🗆	・盛五反日・宗方海岸									
							小浜	F377 30	Д	・肥海篠浜		子場							
							古江	_		・高野川海									
							遠手测 和59⊄	乓 F11月1	13 FI	横ハエ海田の浜海									
						• ,	小部	,/,1		昭和58年4	月 26 日								
							鹿島 甲崎す	Fr.		 余木崎海 									
								R F5月28	3 目	・戸坂海岸 ・出走海岸									
						•	田井	. ,	•	難町海片	ŧ								
							千軒 5061年	₣3月28	2 □	・川之浜海 ・大久海岸									
							二老沙		<i>,</i> 11	・ 人 人 伊 月・ 宮 之 串 治									
								F10月3	31日	・岩松川河									
							公尾 ガデキ	F3月31	ΙB	・元越海岸 昭和59年8									
						• 3	青木			沖浦海片	Ė								
							成2年 名部月	3月20日	日	・塩成海岸	Ė								
								- 11月6日	目										
						•)	킽子												
							油ケ沙 北4年	乓 3月 27 I	H										
							双4年 羽立	0/1411	Н										
						平)	龙4年	12月4日	日										
							室浜 龙5年	11月24	1 ∃										
							ちいた		- 1-										
1	計			_				23		2	3			3				2	

出典:環境省調べ(令和2年12月末現在)

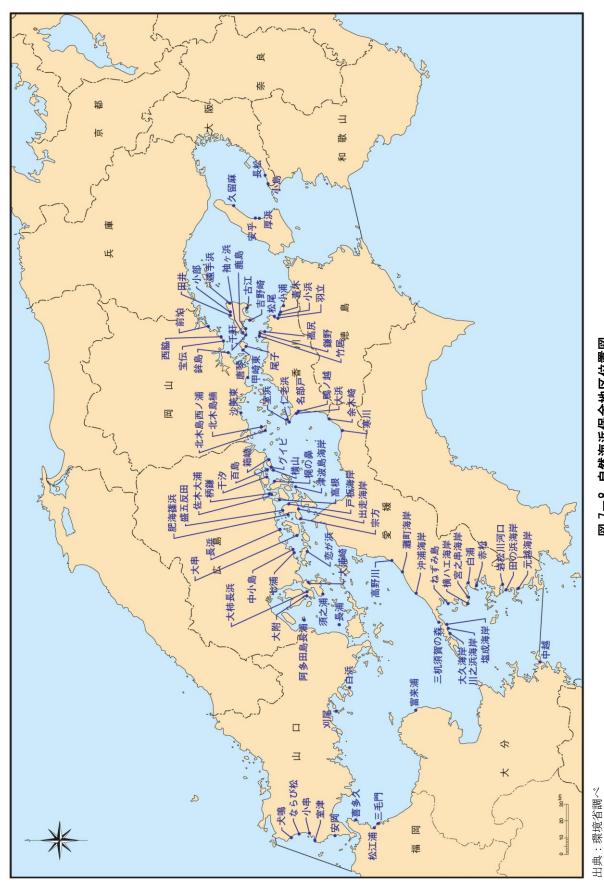


図 7-8 自然海浜保全地区位置図

— 91 —

7.3 公害防止計画

公害防止計画は、公害が著しい地域について総合的に公害対策を講ずるため、環境基本法に基づき都道府 県知事が策定する地域計画である。

また、都道府県知事は、公害財特法に基づき、公害防止計画の一部を構成する公害防止対策事業計画(下水道整備、しゅんせつ等の事業に関する計画)について、国の財政上の特別措置を受けようとする場合に、環境大臣の同意を求めることができ、瀬戸内海関係地域では図 7-9 に示すとおり、10 地域において環境大臣が同意した公害防止対策事業計画が策定されている。

これらの地域については、瀬戸内海関係 13 府県の面積の約 11%であるが、工業や人口の集中地域が多いことから、関係府県の人口の約 53%、製造品出荷額の約 47%を占めている。

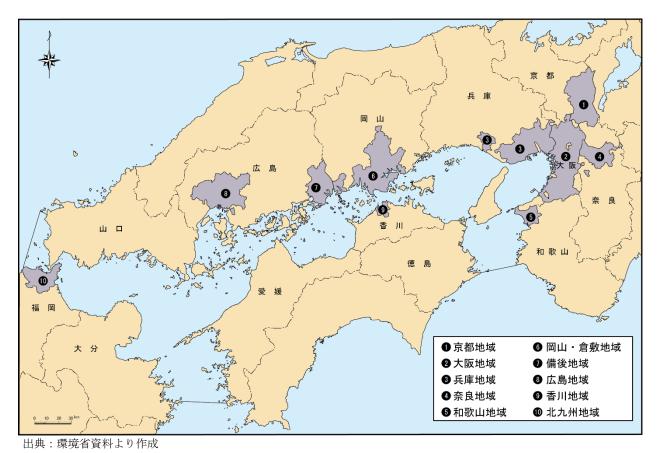


図 7-9 環境大臣の同意を得た公害防止対策事業計画策定地域図 (瀬戸内海関係) (令和2年3月末現在)

表 7-8 環境大臣の同意を得た公害防止対策事業計画策定地域の状況 (瀬戸内海関係)

地域	市町村	人 口 (千人)	面 積 (km²)	製造品出荷額等(億円)
京都	京都市、宇治市、向日市、長岡京市、大山崎町	1, 750	928	38, 625
大阪	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町	8, 370	1, 497	163, 593
兵 庫	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、 宝塚市、川西市	3, 341	1, 026	70, 294
奈 良	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、生 駒市、王寺町	715	483	12, 382
和歌山	和歌山市	367	209	14, 143
岡山・倉敷	岡山市、倉敷市、玉野市、早島町	1, 263	1, 257	57, 544
備後	福山市、笠岡市	517	654	19, 796
広島	広島市	1, 196	907	31, 667
香川	坂出市	53	92	4, 254
北九州	北九州市	951	492	23, 281

注) 1. 「人口」は、令和2年1月1日現在の住民基本台帳による。

出典:地域・市町村:「公害防止対策事業計画の策定地域等一覧」(環境省資料)

^{2. 「}面積」は、国土交通省国土地理院が公表した令和元年10月1日現在の面積である。

^{3.「}製造品出荷額等」は、令和元年工業統計調査による。

7.4 下水道等の整備

瀬戸内海関係 13 府県における下水道の処理人口普及率は昭和 50 年度末で 28% (全国の同普及率 23%)、 平成30年度末で80%(全国79%)となっている。また、し尿の瀬戸内海への投入が禁止されて以来、し尿 処理施設の設置が進められてきた。

①水道の整備

下水道の整備を処理人口で見てみると、昭和50年度末で13府県全体の処理人口は920万人であった が、平成30年度末には2,789万人となった。下水道の処理人口普及率及び処理人口の推移を表7-9及 び図 7-10 に、下水道整備計画を表 7-10 に、関係府県別下水道整備状況を表 7-11 に示す。

	表 7-9	J 係 13 府県	の下水道普及	及 率
	j	賴戸内海関係13層	5県	全国
年 度	総人口	処 理 人 口	処理人口普及率	全国処理人口普及率
	(万人)	(万人)	(%)	(%)
昭和50	3, 252	920	28	23
55	3, 360	1, 144	34	30
60	3, 440	1, 394	41	36
平成 2	3, 470	1,608	46	44
7	3,500	1, 934	55	54
12	3, 521	2, 231	63	62
17	3, 520	2, 478	70	69
18	3,520	2, 519	72	71
19	3, 516	2, 557	73	72
20	3, 504	2, 590	74	73
21	3, 507	2,617	75	74
22	3, 504	2,642	75	74
23	3, 498	2,664	76	75 ^{注2)}
24	3, 492	2, 725	78	77
25	3, 535	2, 738	77	76
26	3, 535	2, 751	78	77
27	3, 525	2, 763	78	77
28	3, 515	2, 772	79	78
29	3, 507	2, 782	79	78
30	3 407	9 780	80	70

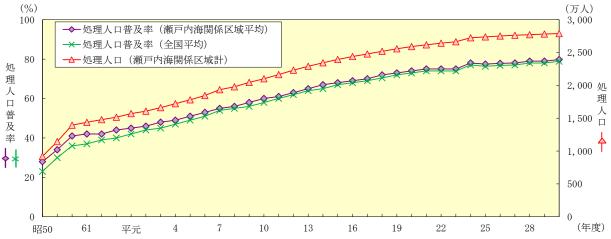
- 注) 1. 関係13府県の数値は瀬戸内海地域以外も含めたもの。
 - 2. 平成23年度の全国の総人口は、東日本大震災等により人口を報告できない 22市町村を除いたもの。

出典:人口:「全国市町村要覧」(市町村要覧編集委員会編)による

処理人口:昭和60年度以前 「建設白書」

平成2~13年度 国土交通省(旧建設省)調べ

平成 14 年度以降 「下水道統計」(社)日本下水道協会



注) 1. 瀬戸内海関係13府県の数値は瀬戸内海地域以外も含めたもの。

2. 平成23年度の全国の総人口は、東日本大震災等により人口を報告できない22市町村を除いたもの。

出典:人口:「全国市町村要覧」(市町村要覧編集委員会編)による

処理人口:昭和60年度以前 「建設白書」

平成2~13年度 国土交通省(旧建設省)調べ 平成14年度以降 「下水道統計」(社)日本下水道協会

図 7-10 下水道の処理人口普及率及び処理人口の推移

表 7-10(1) 下水道整備計画

(単位:百万円)	第8次計画 (8-14年度)	14, 120, 000	3, 400, 000	230,000	30,000	2, 220, 000	20, 000, 000	3,700,000 (調整費)	23, 700, 000	1.44
	第7次計画 (3-7年度)	10, 890, 000	2, 560, 000	300,000	30,000	750, 000	14, 530, 000	1,970,000 (調整費)	16, 500, 000	1.35
	第6次計画 (61一平成2年度)	7, 720, 000	1, 760, 000	300,000	20,000	180,000	9, 980, 000	2,220,000 (調整費)	12, 200, 000	1.03
	第5次計画 (56—60年度)	8, 391, 000	2, 230, 000	460,000	27,000	102,000	11, 210, 000	590,000 (調整費)	11, 800, 000	1.57
	第4次計画 (51—55年度)	5, 455, 000	1, 250, 000	270,000	61,000	64, 000	7, 100, 000	400, 000	7, 500, 000	2.88
	第3次計画 (46—50年度)	2, 030, 000	360,000	80,000	30,000	_	2, 500, 000	100, 000	2, 600, 000	2.80
	第2次計画 (42-46年度)	780,000	60,000	50,000	10,000	_	900, 000	30, 000	930, 000	2.11
	第1次計画 (昭和38-42年度)	396, 000		31,000	13,000	_	440,000	l	440,000	_
年計画	<₽	業費	業費	業費	1業費	R 業費		量	1111111	掛
(1) 下水道整備五箇年計画		道総事	道総事	都市下水路総事	特定公共下水道総事業費	境 億総事	111111111111111111111111111111111111111	備		次 伸
下水道盘		公共下水道	流域下水道総	打下水1	三公共下	特 定 環 : 公共下水道		`		海
Ξ	M	公	流丸	都币	特定	华公		۴	貔	女

表 7-10(2) 下水道整備計画

(2) 社会資本整備重点計画

(2) 社会資本	登備里 点計 画
区 分	指 標 ^{注)}
	汚水処理人口普及率 76% (H14) →86% (H19)
	下水道処理人口普及率 65% (H14) →72% (H19)
	床上浸水を緊急に解消すべき戸数
	約9万戸(H14)→約6万戸(H19)
第1次計画	下水道による都市浸水対策達成率
(15-19年度)	51% (H14) →54% (H19)
	下水道汚泥リサイクル率 60% (H14) →68% (H19)
	環境基準達成のための高度処理人口普及率
	11% (H14) →17% (H19)
	合流式下水道普及率 15% (H14) →40% (H19)
	近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数
	約14.8万戸 (H19) →約7.3万戸 (H24)
	下水道による都市浸水対策達成率
	約48% (H19) →約55% (H24)
	(重点地区)約20% (H19) →約60% (H24)
	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(内水)
	内水 約6% (H19) →100% (H24)
	浸水時に人命被害が生じるおそれのある地下街等における浸水被害軽減対策実施率 約65% (H19) →約93% (H24)
	「
	約27% (H19) →約56% (H24)
第2次計画	
(20-24年度)	河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率
(20 24千)支/	河川:約71% (H19) →約75% (H24)
	湖沼:約55% (H19) →約59% (H24)
	三大湾:約71% (H19) →約74% (H24)
	良好な水環境創出のための高度処理実施率
	約25% (H19) →約30% (H24)
	下水道バイオマスリサイクル率
	約23% (H18) → 約39% (H24)
	下水道に係る温室効果ガス排出削減 約216万 t -CO ₂
	汚水処理人口普及率 約84% (H19) →約93% (H24)
	下水道処理人口普及率 約72% (H19) →約78% (H24)
	下水道施設の長寿命化計画策定率 0% (H19) →100% (H24)
	地震対策上重要な下水管きょにおける地震対策実施率
	約34%(H23年度末)→約70%(H28年度末)
	過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数
	約6.1万戸(H23年度末)→約4.1万戸(約3割解消)(H28年度末)
	下水道による都市浸水対策達成率
	約53% (H23年度末) →約60% (H28年度末)
	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合
	内水:約15% (H23年度末)→約100% (H28年度末)
******	下水道津波BCP策定率
第3次計画	約6%(H23年度末)→約100%(H28年度末)
(24-28年度)	下水汚泥エネルギー化率
	約13% (H22年度末) →約29% (H28年度末)
	下水道に係る温室効果ガス排出削減
	約129万t-CO ₂ /年(H21年度末)→約246万t-CO ₂ /年(H28年度末)
	汚水処理人口普及率
	約87% (H22年度末) →約95% (H28年度末)
	良好な水環境創出のための高度処理実施率 約220/ (1925年度末) → 約420/ (1925年度末)
	約33% (H23年度末) →約43% (H28年度末) 下水道施設の長寿命化計画策定率
	約51% (H23年度末) →約100% (H28年度末)

注) 計画内容を「事業費」から「達成される成果」に変更した。

表 7-10 (3) 下水道整備計画

区分	指 標 ^{注)}
第 4 次計画 (27-32 年度)	点検実施率 下水道事業分野で計画期間中 100%の実施を目指す 下水道施設の長寿命化計画 (個別施設計画) の策定率 — (H26) → 100% (H32) 維持管理・更新等に係るコストの算定率 — (H26) → 100% (H32) 維持管理に関する研修を受けた職員のいる団体 約50 団体 (H26) → 約1,500 団体 (H32) 基本情報、健全性等の情報の集約化・電子化の割合 下水道事業分野で計画期間中 100%を目指す 災害時における主要な管渠及び下水処理場の機能確保率 管渠:約46% (H26) → 約60% (H32) 下水処理場:約32% (H26) → 約40% (H32) 下水道による都市浸水対策達成率 約56% (H26) → 約62% (H32) ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数 約130 地区 (H26) → 約200 地区 (H32) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定率 約2% (H26) → 100% (H32) 良好な水環境削出のための高度処理実施率 約41% (H25) → 約60% (H32) 汚水処理人口普及率 約89% (H25) → 約96% (H32) 下水汚泥エネルギー化率 約15% (H25) → 約96% (H32) 下水道分野における温室効果ガス排出削減量 約168 万 t-C0₂ (H24) → 約316 万 t-C0₂ (H32)

注) 計画内容を「事業費」から「達成される成果」に変更した。

表 7-11 関係府県別下水道整備状況

												4	有 具。	/	l a	71-	ع ک لر	少不
	普及率 (%)	62	94	96	93	08	28	89	75	65	18	45	54	82	20	80	3,497	2,789
30年	事業実施 書都 市数 (1,421	23	43	41	30	19	25	22	17	14	14	17	47	15	327	· ′ć	2,7
	普及率 事 (%) 都	78 1	94	96	92	62	27	29	74	9	18	44	53	81	20	62	3,507	2,782
29年	事業実施 都 市 数	1,421	23	43	41	30	19	25	22	17	14	14	17	47	15	327	3,	2,
	普及率 (%) 都	78 1	94	92	92	42	26	99	73	64	18	44	52	81	49	79	3,515	2,772
28年	事業実施 帮 市 数	1,430	23	43	41	30	19	26	22	17	15	14	17	47	15	329	. ന	2
	普及率 事 (%) 都	7.7	93	95	92	78	25	65	72	64	17	44	52	80	49	78	3,525	2,763
27年	事業実施 都 市 数	1,428	23	43	41	30	19	26	22	17	15	14	17	47	15	329		2
	普及率 (%) 樹	77	93	92	92	28	24	64	72	63	17	43	51	80	48	78	3,535	2,751
26年	事業実施 都 市 数	1,428	23	43	41	30	19	26	22	17	15	14	17	47	15	329		2
	普及率 (%)	76	93	95	92	77	23	64	71	62	17	43	20	79	47	77	3,535	2,738
25年	事業実施 計 数 市 数	1,428	23	43	41	30	19	26	22	17	14	14	17	47	15	328		2
	普及率導(%)者	77	94	96	93	92	23	63	7.1	62	16	43	20	42	47	78	3,492	2,725
24年	事業実施都 中数	1,430	23	43	41	30	19	26	22	17	13	13	17	47	15	326	. co	2
111	普及率 (%)	74 注4)	06	92	06	75	22	61	69	61	15	42	49	77	46	92	3,498	2,664
23年	事業実施 普及率都 市 数 (%)	1,430	23	43	41	30	19	26	22	17	13	13	17	46	15	325	. ന	2
	普及率 引(%)	74	91	93	91	74	20	09	69	59	15	41	48	77	45	75	3,504	2,642
22年	事業実施 都 市 数	1,425	23	43	41	30	19	26	22	17	13	13	17	46	15	325	. ന	2
Д.	普及率引(%)	69	87	68	88	89	14	20	64	53	12	37	42	70	40	70	3,520	2,478
17年	事業実施都 市数	1,496	24	43	40	30	19	28	22	17	15	14	17	48	15	332		54
年	普及率 [1]	62	81	83	82	59	10	39	22	47	11	28	36	64	34	63	3,521	2,231
12年	事業実施	2,220	37	44	82	34	19	54	59	36	14	26	28	20	26	509		27
	普及率 (%)	54	72	73	70	49	œ	33	47	39	6	23	29	69	27	55	3,500	1,934
7年	事業実施 計 数 市 数	1,914	37	44	83	34	14	41	46	32	9	26	22	40	22	447		
年	普及率 (%)	44	62	65	61	34	4	22	35	31	6	18	22	51	20	46	3,470	1,608
平成2年	事業実施引 中数 中数	1,312	25	42	47	28	6	23	29	22	2	15	15	27	10	294		1
	普及率 (%)	36	49	62	49	22	23	18	26	25	∞	17	19	42	15	41	3,440	1,394
60年	事業実施 普及率都 市数 (%)	871	18	33	31	23	9	17	12	19	2	12	12	19	10	214	. ന	1
ш	普及率 (%)	30	39	57	44	16	2	17	22	20	∞	14	12	33	11	34	3,360	1,144
55年	事業実施 普及率都 市数 (%)	740	11	33	25	16	က	12	7	17	2	10	6	13	6	167		
0年	普及率 (%)	22.8	32.8	51.3	37.5	11.0	1.7	12.0	15.2	17.9	6.3	10.3	8.9	23.5	6.4	28.3	3,252	920
昭和50年	事業実施引 中数 中数	497	∞	31	16	12	က	6	9	13	П	7	6	13	က	131		
年度	名	H	操	逫	世	型	五	E	重	П	岨	Ξ	礟	匿	⟨₹	11111111	1 Y Z	置人口 5人)
/	府県	4	点	\forall	垬	棌	₩	溼	Ą	Ξ	衙	Щ	麼	強	\mathbb{K}			処理、万分

注)1. 普及率は人口に対する処理人口の比
2. 13府県の数値は瀬戸内海地域以外も含めたもの。
3. 4月1日供用開始団体も含めたもの。
4. 平成23年度の全国の総人口は、東日本大震災等により人口を報告できない22市町村を除いたもの。出典:人口:「全国市町村要覧」(市町村要覧編集委員会編)による処理人口:昭和60年度以前 「建設白書」

処理人口:昭和60年度以前 「建設白書」

平成2~13年度 国土交通省(旧建設省)調べ

平成2~13年度 国土交通省(旧建設省)調べ

②汚水処理施設の整備等

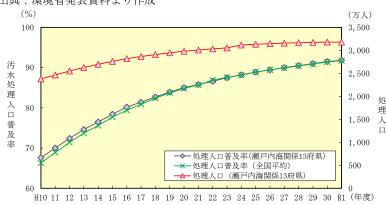
下水道、農村集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの各汚水処理施設における処理人口の普及状況は、汚水処理人口普及率という指標で表されている。瀬戸内海関係 13 府県における令和元年度末の汚水処理人口は 3,180 万人で、処理人口普及率は 91.8%となっている。

汚水処理人口普及率及び処理人口の推移を表 7-12、図 7-11 に、令和元年度末における関係府県の汚水処理 状況を表 7-13 に示す。

12 /		いる シビュンションプレ	处土八口日	X +
		全 国		
年 度	総人口(万人)	処理人口 (万人)	処理人口普及率(%)	処理人口普及率(%)
平成15	3, 522	2,762	78. 4	77. 7
16	3, 519	2, 821	80. 2	79. 4
17	3, 520	2, 867	81. 4	80.9
18	3, 516	2, 909	82. 7	82. 4
19	3, 511	2, 947	83. 9	83. 7
20	3, 507	2, 980	85. 0	84.8
21	3, 504	3, 008	85. 8	85. 7
22	3, 498	3,031	86. 6	86. 9
23	3, 492	3, 055	87. 5	87. 6
24	3, 535	3, 117	88. 2	88. 1
25	3, 525	3, 132	88. 9	88. 9
26	3, 516	3, 145	89. 4	89. 5
27	3, 507	3, 156	90.0	89. 9
28	3, 498	3, 165	90. 5	90.4
29	3, 486	3, 173	91.0	90. 9
30	3, 474	3, 179	91. 5	91.4
令和元	3, 464	3, 180	91. 8	91. 7

表 7-12 関係 13 府県の汚水処理人口普及率

注) 平成22年度から令和元年度の全国の数値は、東日本大震災の影響により公 表対象外であった県及び市町村を除く値である。



出典:環境省発表資料より作成

注) 平成22年度から令和元年度の全国の数値は、東日本大震災の影響により公表対象外であった県及び市町村を除く値である。

出典:環境省発表資料より作成

図 7-11 関係 13 府県の汚水処理人口普及率の推移

表 7-13 関係府県汚水処理状況 (令和元年度)

府県名		総人口	汚水				
小木工	-	(千人)		下水道	農業集落排水施設等	合併処理浄化槽	コミュニティ・フ゜ラント
京	都	2,538	2, 497 [98.4]	2,410 [95.0]	41 [1.6]	46 [1.8]	-[-]
大	阪	8,844	8,664 [98.0]	8,511 [96.2]	1 [0.0]	152 [1.7]	-[-]
兵	庫	5, 534	5, 473 [98. 9]	5, 165 [93.3]	148 [2.7]	99 [1.8]	60 [1.1]
奈	良	1,350	1, 205 [89. 3]	1,097 [81.3]	7 [0.5]	101 [7.5]	1 [0.1]
和 歌	山	950	627 [66.0]	265 [27.9]	44 [4.6]	317 [33.4]	-[-]
岡	山	1,898	1,657 [87.3]	1,302 [68.6]	39 [2. 1]	317 [16.7]	-[-]
広	島	2,819	2,503 [88.8]	2, 137 [75.8]	52 [1.8]	309 [11.0]	5 [0. 2]
山	П	1,362	1, 192 [87. 5]	909 [66.7]	64 [4.7]	219 [16.1]	-[-]
徳	島	738	468 [63.4]	136 [18.4]	20 [2.7]	305 [41.3]	8 [1.1]
香	Ш	977	770 [78.8]	447 [45.8]	16 [1.6]	306 [31.3]	-[-]
愛	媛	1,363	1,091 [80.0]	755 [55.4]	38 [2.8]	296 [21.7]	1 [0.1]
福	畄	5, 120	4,760 [93.0]	4,230 [82.6]	55 [1.1]	462 [9.0]	12 [0. 2]
大	分	1, 146	890 [77.7]	590 [51.5]	33 [2. 9]	267 [23.3]	1 [0.1]
13 府 県	計	34, 639	31,797 [91.8]	27, 954 [80. 7]	558 [1.6]	3, 196 [9.2]	88 [0.3]
全	玉	126, 843	116, 361 [91.7]	101, 131 [79.7]	3, 287 [2.6]	11,746 [9.3]	196 [0. 2]

- 注) 1. 総人口、整備人口は四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。
 - 2. 整備人口が0人の場合は、処理人口及び普及率を「一」で表示した。
- 3. 全国の数値は、東日本大震災の影響により公表対象外であった福島県の一部の市町村を除く値である。 出典:環境省発表資料より作成

③し尿処理施設の整備

し尿処理の状況を表 7-14 に、し尿処理施設の整備状況を表 7-15 に示す。

表 7-14 し尿処理の状況 (平成 30 年度府県別)

(単位・人口=千人 量=千k0/年)

													<u>、口=千人</u>	、里一丁	KU/平)			
	区分			水洗化	上 人 口				<	み取	9 L	, 尿	量					
		松人口	Λ #	コミュ	浄 化 槽		計画処理量											
府県	Z	T N	下水道	コ ミ ュ ニ テ ィ プラント	浄 化 槽人 口	合 計	し尿処理 施 設	ごみ堆肥 化 施 設	メタン化 施 設	下 水 道 投 入	農地還元	その他	小 計	自 家処理量	合 計			
全	国	127, 438	96, 280	336	24, 657	121, 273	18, 957	21	86	1, 218	15	59	20, 356					
京	都	2,611	2, 383	6	129	2, 518	178	0	0	29	0	0	208	2	210			
大	阪	8, 847	8, 262	0	455	8, 717	381	0	0	120	0	0	501	0	501			
兵	庫	5, 566	5, 118	59	297	5, 474	228	0	0	69	0	0	297	1	298			
奈	良	1, 363	1,007	4	287	1, 299	203	0	0	1	0	5	209	0	210			
和哥	山	965	225	2	586	813	506	0	0	0	0	0	506	1	506			
岡	山	1, 911	1, 155	0	550	1,706	556	0	0	25	0	0	580	2	582			
広	島	2,840	2,029	4	550	2, 583	555	0	0	73	0	0	628	4	632			
山	П	1, 385	867	0	408	1, 276	369	1	0	46	0	1	417	4	421			
徳	島	751	118	7	582	706	264	0	0	0	0	0	264	2	266			
香	Щ	988	398	0	509	907	189	0	0	5	0	0	194	0	194			
愛	媛	1, 384	700	33	522	1, 256	369	0	0	1	0	1	371	0	371			
福	岡	5, 121	4, 054	13	612	4, 679	1,056	0	22	47	0	0	1, 124	1	1, 125			
大	分	1, 160	513	1	532	1,046	414	0	0	0	0	0	414	11	425			
13 府	県計	34, 893	26, 830	130	6, 021	32, 981	5, 266	1	22	417	0	7	5, 713	27	5, 740			

注) 13府県の数値は、瀬戸内海地域以外を含めたもの。

出典:「日本の廃棄物処理 平成30年度版」(環境省、令和2年3月)

表 7-15 し尿処理施設の整備状況 (平成 30 年度府県別)

(能力:kl/日)

区 分 嫌気性処理		性処理	好気	性処理	標準脱窒素処理		高負荷脱窒素処理		膜分離処理		その他		合	計	
府県名		施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力
全	国	26	1,574	68	4, 468	208	21, 113	156	13, 289	34	2, 404	427	40, 223	919	83, 072
京	都	0	0	3	215	1	36	1	76	1	94	8	2, 482	14	2,903
大	阪	0	0	2	338	3	225	4	552	0	0	9	1, 117	18	2, 232
兵	庫	0	0	2	75	5	466	4	137	1	44	11	590	23	1,312
奈	良	0	0	1	3	1	50	4	178	1	6	8	672	15	909
和歌	: Ш	1	2	0	0	5	504	3	619	1	131	4	383	14	1,639
岡	山	0	0	0	0	7	693	1	100	0	0	13	1,390	21	2, 183
広	島	1	60	2	32	7	687	4	304	2	197	13	928	29	2, 208
山	П	0	0	0	0	5	488	3	93	0	0	9	1,037	17	1,618
徳	島	0	0	3	210	6	400	2	45	0	0	5	326	16	981
香	Л	0	0	0	0	2	257	2	135	2	50	4	480	10	921
愛	媛	0	0	0	0	6	810	2	68	1	25	5	465	14	1, 368
福	岡	2	210	4	117	7	953	5	855	0	0	17	1,755	35	3, 890
大	分	0	0	0	0	6	279	2	140	0	0	10	1,026	18	1, 445
13府リ	具計	4	272	17	990	61	5, 848	37	3, 302	9	547	116	12, 651	244	23, 609

注) 1. 13府県の数値は、瀬戸内海地域以外を含めたもの。

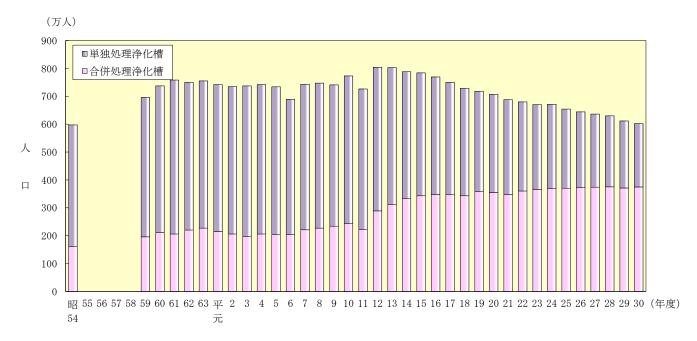
2. 平成30年度内に着工した施設及び休止施設を含み、廃止施設を除く。

出典:「日本の廃棄物処理 平成30年度版」(環境省、令和2年3月)

④浄化槽の整備等

各種の浄化槽指導要領等に基づき合併処理浄化槽の設置を指導するとともに、高度処理の導入の指導を 行った府県もみられた。また、汚泥の引き抜き等の維持管理の徹底指導が実施された。

関係13府県の浄化槽人口及び合併浄化槽人口の推移を図7-12に示す。



出典:平成11年度までは各府県報告、平成12年度以降は「日本の廃棄物処理」(環境省)より作成

図 7-12 関係 13 府県の浄化槽人口及び合併処理浄化槽人口の推移